

委員会提出議案第1号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月22日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 田中 博晃

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人  <u>総合政策部の所管に関する事項</u></p> <p>総務部の所管に関する事項</p> <p>出納室の所管に関する事項          消防本部の所管に関する事項          選挙管理委員会の所管に関する事項          監査委員の所管に関する事項          公平委員会の所管に関する事項          他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 経済建設委員会 6人          経済推進部の所管に関する事項          建設部の所管に関する事項          農業委員会の所管に関する事項  <u>水道環境部の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 文教厚生委員会 7人</p> <p>健康福祉部の所管に関する事項          福祉事務所の所管に関する事項          教育委員会の所管に関する事項</p>	<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人  <u>総合政策部の所管に関する事項(教育福祉連携推進室の所管に属する事項を除く。)</u>          総務部の所管に関する事項  <u>市民生活部の所管に関する事項</u>  <u>危機管理室の所管に関する事項</u>          出納室の所管に関する事項          消防本部の所管に関する事項          選挙管理委員会の所管に関する事項          監査委員の所管に関する事項          公平委員会の所管に関する事項          他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 経済建設委員会 6人          経済推進部の所管に関する事項          建設部の所管に関する事項          農業委員会の所管に関する事項  <u>上下水道部の所管に関する事項</u></p> <p>(3) 文教厚生委員会 7人  <u>総合政策部の所管に関する事項のうち、教育福祉連携推進室の所管に属する事項</u>          健康福祉部の所管に関する事項          福祉事務所の所管に関する事項          教育委員会の所管に関する事項</p>

市民病院の所管に関する事項	市民病院の所管に関する事項
---------------	---------------

第2条 橋本市議会委員会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 <u>6人</u></p> <p>総合政策部の所管に関する事項            総務部の所管に関する事項            出納室の所管に関する事項            消防本部の所管に関する事項            選挙管理委員会の所管に関する事項            監査委員の所管に関する事項            公平委員会の所管に関する事項            他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 文教厚生委員会 <u>6人</u></p> <p>健康福祉部の所管に関する事項            福祉事務所の所管に関する事項            教育委員会の所管に関する事項            市民病院の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 <u>7人</u></p> <p>総合政策部の所管に関する事項            総務部の所管に関する事項            出納室の所管に関する事項            消防本部の所管に関する事項            選挙管理委員会の所管に関する事項            監査委員の所管に関する事項            公平委員会の所管に関する事項            他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 文教厚生委員会 <u>7人</u></p> <p>健康福祉部の所管に関する事項            福祉事務所の所管に関する事項            教育委員会の所管に関する事項            市民病院の所管に関する事項</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年5月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の橋本市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項各号に掲げる常任委員会の委員又は委員長若しくは副委員長(以下「委員等」という。)である者は、第1条の規定の施行の日

以後は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の橋本市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 2 項各号に掲げる常任委員会の委員等を選任され、又は互選されたものとみなし、その任期は、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、旧条例第 2 条第 2 項各号に掲げる常任委員会の委員等の残任期間とする。